

アフリカの障害と開発 -- 障害包摂的な開発へ (特集 TICAD VI の機会にアフリカ開発を考える)

著者	森 壮也
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	253
ページ	14-15
発行年	2016-10
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00002851

アフリカの障害と開発

―障害包摂的な開発へ―

森 壮也

●開発のなかで見逃されがちな人達

一般に政治・社会的不安を抱えているというイメージが強いアフリカ諸国にも、とすればそうしたことの原因である紛争や貧困のなかでさらに見逃されがちな人たちがいる。そうした開発の世界で「脆弱な人たち」と呼ばれるなかに障害者がいる。図1は、アフリカ諸国の政府発表の各国の障害者比率のグラフであるが、障害者比率が1%未満の国から、5%近くとなっている国まで様々である。アフリカに限らないが、そもそも障害者の実態が分かっていない。

●障害課題への取り組みの遅れ

また、障害者については、二〇一五年までの国連のミレニアム開発目標(MDGs)、そして一六

年からの持続可能な開発目標(SDGs)というグローバルな貧困削減の取り組みのなかでも、各国内での開発プロセスや貧困削減戦略でも、意識的な取り組みが遅れた。これについては、アフリカ各地で取り組まれた、エイズやHIVポジティブに関する啓蒙活動にも事例がある。たとえば、二〇一六年七月に南アフリカのダーバンで開催された国際エイズ会議では、障害に関するセッションが第二一回目になってようやく設けられた。そこでは、エイズ・HIVポジティブ啓蒙キャンペーンが障害者に届いていなかった問題が取り上げられた¹⁾。意識的な取り組みがなかったために、非障害者の間ではキャンペーンの成果があがっていた一方、障害者たちは取り残されてしまったのである。キャンペーンが車イスの入れない場所で行わ

れれば車イス利用者は情報を得られない。手話通訳がなければ、ろう者には情報が届かない。点字のない印刷文字だけのパンフでは盲人たちは読むこともできない。こうして取り残された障害者の間で、むしろエイズやHIVポジティブの比率が高まっていたという事実が浮かび上がったのである。

●障害者の権利条約とアフリカ

このような取り残しが起きないことを目指し、国連の枠組みにおいては、障害者の権利条約(CRPD)と呼ばれる彼らの人権をそれ以外の人たちと同等のものにしていくための取り組みと併せての包摂的な開発が目指されている。

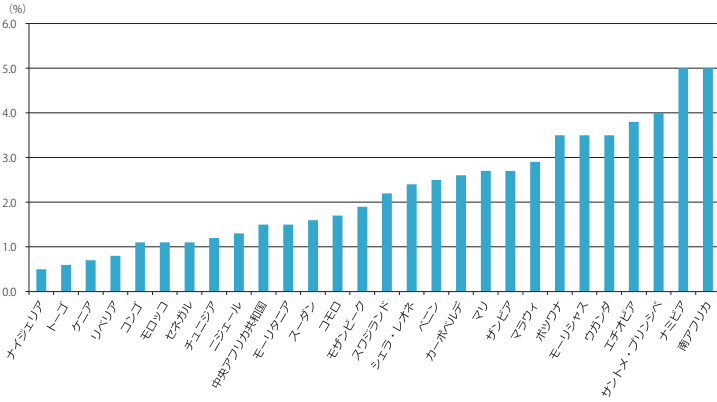
サハラ以南のアフリカでは、このCRPDに署名以上の形で関わった国が四九カ国中四三カ国、批

准まで済ませている国は三二カ国ある(二〇一六年七月二七日現在)。最も批准が早かったのが二〇〇七年三月のガボンであり、最も新しい批准国は、一六年一月のコモロである。国際条約の力も借りながら、各国は国内の障害当事者の権利保障を目指すことで、障害者を貧困者のなかの最後の貧困者にしないための努力を行っている。これは、障害者もまた各国の開発に貢献する主体とし、アフリカで障害者を開発への関与から排除しないための仕組みということになる。

●アフリカの障害者法制定

障害者への福祉ではなく、彼らの権利を保障するための障害者法への取り組みも進みつつある。たとえば、ガーナの障害者法はCRPD以前に制定されているため、改訂中である。ナイジェリアでも、障害者法の審議が遅れていたが、二〇一六年七月にようやく上院で承認された。他にも同月、東アフリカ立法会議(EALA)が域内のCRPDにあたる二〇一五年東アフリカ障害者法を採択するなど、法制面で近年、急速に進展がみられる。

図1 アフリカ諸国の障害者比率



(注) アフリカ諸国で国勢調査による障害者比率が得られている国を抽出。
 (出所) WHO (2011) の Technical Appendix A より筆者作成。

●アフリカの「障害と開発」

このような一連の取り組みは近年、開発研究のなかで「障害と開発」と呼ばれ、地歩を築きはじめている。このアプローチをはじめ、CRPDなど国際的な枠組みにおいては、障害を個人の責任や医療の問題としてとらえる従来型の「障害の個人・医療モデル」ではなく、障害を社会の問題としてとらえる「障害の社会モデル」の観点から、社会環境の改善による障害者の社会参加、ひいては開発への参加が障害者に

とつても可能になる政策が探られる。

「障害と開発」の地域的な取り組みでは、アジア太平洋地域の国連アジア太平洋経済社会委員会による「アジア太平洋障害者の一〇年」という取り組みがある。一九九三〜二〇〇二年の第一次一〇年以來、現在の第三次の一〇年の取り組みまで、世界でも先駆的な役割を果たしている。これに倣って一九九九〜二〇〇九年に最初の「アフリカ障害者の一〇年」の取り組みが企図されたが、OAU(アフリカ統一機構) / AU(アフリカ連合) および加盟各国のオーナーシップの希薄さから、みるべき成果を出せないまま失敗に終わった。その後、二〇一〇〜一九年に新しい一〇年が、紛争、HIV / エイズ、有害な伝統的な慣行といったアフリカ固有の障害課題を具体的に盛り込んで再スタートしている。

●アジアとアフリカ

「障害と開発」のアジア地域での政策や実践では、①障害当事者団体と政府との協働、②自立生活運動(ILL)に代表される地域コミュニティ内での生活保障、③イ

ンクルージョン(包摂)とエンパワメント(ツイントラック・アプローチ)、が成果を挙げてきたが、アフリカでも同じ処方箋で良いのだろうか。①については各国の当事者団体の成熟度、②については政府からの障害者への補助、③については社会的コンセンサスが前提になるが、アフリカではいずれも無条件に前提とするには難しい。加えてアフリカの場合、課題が多い。それは先に述べた「障害者の一〇年」のような地域的取り組みの実施主体がどこか、HIV / エイズについて障害との距離をどのように考えるのか、アジアで成功しているCBR(地域に根ざしたりハビリテーション)の成功事例が少なく、そしてさらにアルビノ(色素欠乏症)への差別・虐待問題、というアフリカ特有の問題がある。既存の東南アジアや南アジアでの「障害と開発」分野での知見はアフリカでは必ずしも有効とはいえず、検証すべき課題も多い。

●包摂的なアフリカの開発

TICAD VIで、こうした問題は果たしてきちんと議論されたのだろうか。障害関係者もアフリカ開発の議論に参加できていた

うか。アフリカの発展に障害を持つ人々を包摂するための具体的な提言は出て来ただろうか。今後のアフリカ地域の発展のなかで、障害者たちが取り残されるという事態は防がないとならない。それがSDGsでも再三強調されている包摂的な開発である。アジアでの経験から、いわゆるトリクルダウンのみへの期待では障害者の開発参加は実現できないことも明らかになっている。アフリカ全体が発展していくためには、そこに住むより多くの人々を排除しない開発が求められる所以である。(もり そうや / アジア経済研究所 開発研究センター)

《注》

- (1) "Conference Reveals Lack of Access for HIV Positive, Disabled People," SABC, 21 July 2016 (<http://www.sabc.co.za/news/a/183c7d004d93c83d9787d74bb456f37b/Conference-reveals-lack-of-access-for-HIV-positive-disabled-people-201612107>).

《参考文献》

- ① 森壯也編『アフリカの「障害と開発」』アジア経済研究所、研究双書No.六二二、二〇一六年。